

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和 41 年岩手県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、課及び所、首席政策監及び政策調査監の担当区分、<u>総合雇用対策局並びに出先機関並びに労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</u></p> <p>(産業医)</p> <p>第16条 産業医は、本庁にあっては知事が任命する者を、<u>都南の園にあっては園長を、都南の園以外の出先機関</u>（職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。）にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2 [略] (安全衛生担当者)</p> <p>第18条の 2 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生担当者は、各課等の長があらかじめ指定する<u>吏員</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略] (防疫)</p> <p>第30条 各課等の長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条第 1 項に規定する感染症（<u>四類感染症</u>を除く。）をいう。以下同じ。）にかかり、又はかかるおそれのあるときは、直ちに産業医を経て総括安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(健康管理区分の判定等)</p> <p>第47条 健康診断実施責任者は、健康診断を実施したときは、健康診断の結果を、健康管理区分判定基準（別表第 2。以下「判定基準」という。）に従い、当該健康診断を受けた職員（前条第 2 項の規定により健康診断を受けたものとみなされ</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、課及び所、首席政策監及び政策調査監の担当区分並びに出先機関並びに労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</p> <p>(産業医)</p> <p>第16条 産業医は、本庁にあっては知事が任命する者を、出先機関（職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。）にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2 [略] (安全衛生担当者)</p> <p>第18条の 2 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生担当者は、各課等の長があらかじめ指定する<u>職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略] (防疫)</p> <p>第30条 各課等の長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条第 1 項に規定する感染症（<u>五類感染症</u>を除く。）をいう。以下同じ。）にかかり、又はかかるおそれのあるときは、直ちに産業医を経て総括安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(健康管理区分の判定等)</p> <p>第47条 健康診断実施責任者は、健康診断を実施したときは、健康診断の結果を、健康管理区分判定基準（別表第 2。以下「判定基準」という。）に従い、当該健康診断を受けた職員（前条第 2 項の規定により健康診断を受けたものとみなされ</p>

た職員を含む。)について健康管理区分の判定を行い、その判定を健康診断結果判定通知書(様式第6号)により各課等の長に通知しなければならない。この場合において、判定基準に掲げる要保護の管理区分に該当する職員(以下「要保護者」という。)については、各課等の長がとるべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 前項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養(A1)の判定を受けたものとみなす。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(保護措置の通知及び報告)

第53条 各課等の長は、第25条第2項の規定により、保護措置をし、又は当該保護措置の変更をするときは、職員に保護措置等通知書(様式第13号)を交付して行わなければならない。

2・3 [略]

様式第1号(第17条関係)

[略]

機関の長

印

[略]

様式第2号(第36条、第45条関係)

[略]

機関の長

印

[略]

様式第3号(第38条関係)

[略]

予防接種実施責任者

印

[略]

様式第6号(第47条関係)

[略]

(判定者)

健康診断実施責任者

印

[略]

た職員を含む。)について健康管理区分の判定を行い、その判定を健康診断結果判定通知書(様式第6号)により各課等の長に通知しなければならない。ただし、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が定めるものをいう。第53条第1項において同じ。)を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2 前項の場合において、判定基準に掲げる要保護の管理区分に該当する職員(以下「要保護者」という。)については、各課等の長がとるべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

3 第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養(A1)の判定を受けたものとみなす。

(1)・(2) [略]

4 [略]

(保護措置の通知及び報告)

第53条 各課等の長は、第25条第2項の規定により、保護措置をし、又は当該保護措置の変更をするときは、職員に保護措置等通知書(様式第13号)を交付して行わなければならない。ただし、電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。

2・3 [略]

様式第1号(第17条関係)

[略]

機関の長

[略]

様式第2号(第36条、第45条関係)

[略]

機関の長

[略]

様式第3号(第38条関係)

[略]

予防接種実施責任者

[略]

様式第6号(第47条関係)

[略]

(判定者)

健康診断実施責任者

[略]

様式第7号（第50条関係）

[略]

機関の長 印

[略]

様式第12号（第52条関係）

[略]

総括安全衛生管理者 印

健康診断実施責任者 印

[略]

様式第13号（第53条関係）

保護措置等通知書

[略]

[略]

機関の長 印

[略]

様式第14号（第53条関係）

[略]

機関の長 印

[略]

様式第15号（第53条関係）

[略]

機関の長 印

[略]

様式第7号（第50条関係）

[略]

機関の長

[略]

様式第12号（第52条関係）

[略]

総括安全衛生管理者

健康診断実施責任者

[略]

様式第13号（第53条関係）

保護措置等通知書

[略]

[略]

機関の長

[略]

様式第14号（第53条関係）

[略]

機関の長

[略]

様式第15号（第53条関係）

[略]

機関の長

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の職員安全衛生管理規程に定める様式は、この訓令の施行の日以後に提出する報告書等について適用し、同日前に提出した報告書等については、なお従前の例による。